

令和5年度 第5回 江別市男女共同参画審議会 議事録

日 時：令和5年12月21日（木）9時55分～10時50分

場 所：江別市民会館 37号室

出席委員：11名

小内純子（会長）、塩山慎一（副会長）、黒澤直子、大関義行、小松健二、早瀬美知子、松本常雄、三角晴美、五十嵐友紀子、岡幸代、小野寺歩

欠席委員：1名

稲垣正樹

事務局：5名

生活環境部 近藤部長、齊藤次長

市民生活課 大橋参事（市民協働担当）、工藤主査（市民協働担当）、佐藤主事

傍聴者：1名

次 第：1 開会

2 議事 江別市男女共同参画基本計画【中間見直し版】の推進状況 令和4年度年次報告（案）について

3 その他

4 閉会

小内会長	これより令和5年度第5回江別市男女共同参画審議会を開会します。 次第2 議事に入る前に、前回の第4回審議会で行われた質疑及び確認事項につきまして、事務局から説明がありますので、お願いいたします。
事務局 （大橋参事）	まず、五十嵐委員から質問のありました男性と女性の育児休業のカウントについて職員課に確認してまいりましたが、男性は育児休業を1日でも取得したら育児休業とカウントされるのと同様に、女性に関しても1日でも取得したら育児休業としてカウントされます。 育児休業給付金が導入された前後では、産前産後休業の取得だけという女性職員もいましたが、現在は、前回の資料にもあったとおり育児休業の取得が100%になっていることから期間の長短はありますが、皆さん取得しております。 次に同じく五十嵐委員から質問のありました重点項目における市の取組ですが、重点項目2の1番目と3番目が市の取組で、市職員に対する取組の記載がないというお話をいただき、担当部署に確認してまいりましたが、現在、こちらへの記載に該当す

	<p>る取組は現時点では特にないとのことでした。</p> <p>同じく重点項目3につきましても男性職員が育児休業を取得しやすいように職員課での取組に関して確認してまいりましたが、現在記載の項目のほかに当たるものがないとのことでしたが、例えば、厚生労働省が、育児休業を両親とも14日取得で手取り収入が育児休業前の実質10割となるよう、育児休業給付を拡充する案等も言われていることから国の政策に注視しながら、今後の計画に反映させていきたいと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
小内会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問などはございませんか。五十嵐委員よろしいでしょうか。</p>
五十嵐委員	<p>はい。</p>
小内会長	<p>それでは、引き続き事務局からの補足があるとのことですので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>次に、パートナーシップ宣誓制度についての次期計画への記載についてということで、令和5年12月開催された令和5年第4回定例市議会において、議員から第3次江別市男女共同参画基本計画について一般質問があり、その中で、江別市パートナーシップ宣誓制度が現計画における基本方針1の「男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進」の具現化した取組であることから次期計画に明記すべきではとの質問がありました。</p> <p>この件に関しては前回の審議会でも、パートナーシップ宣誓制度は、性の多様性への理解を深める取組の一環として位置付けており、その中に含まれていることや人権的な視点からの取組であることから、基本方針1には、記載しないという結論に至っております。</p> <p>市としましても現状と課題を記載している基本方針において基本方針1の課題は性の多様性に対する理解を進めることであり、パートナーシップ宣誓制度はこの課題解決の手段の一つであると考えます。</p> <p>ただ、この制度は現男女共同参画基本計画の基本方針1の取組の一つとして、審議会から意見をいただき、導入した制度でありますことから、本計画の前書きに計画の策定・見直しの経過とともにパートナーシップ宣誓制度導入についての記載を検討しておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>ご意見をお聞かせください。</p>
岡委員	<p>前回の審議会でも質問させていただいて、私としては、ちょっと分かりづらかったので、第4回定例市議会も傍聴させていただき、パートナーシップ宣誓制度については、今回の審議会で検討するとの答弁だったので、本日、審議会に参加いたしました。</p> <p>私としては、この前書きに記載するというよりも、やはり基本方針1のところをしっかり記載するほうが一般の市民が目にするものなので、いいのではないかと思います。</p>

<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>す。ここに記載しない理由が納得できないですけれども、どうでしょうか。</p> <p>第3次江別市男女共同参画基本計画の基本方針1の現状と課題の部分にということですが、この部分に関しましては、現在の現状と課題について、男女共同参画白書や市民アンケートを基に、今の状況について記載している部分であります。ここにパートナーシップ宣誓制度という具体的な手段を記載することが適切ではないということなのでここには記載しておりません。</p> <p>ただ、性の多様性についてこの計画で進めていかないというわけではなく、主な取組として、「性の多様性を認めない、尊重し、誰もが自分らしく生活できるよう、性的指向及び性自認の多様性に対する理解増進に向けた意識啓発に努めます。」と謳っており、その一つの手段としてパートナーシップ宣誓制度を導入しておりますので、パートナーシップ宣誓制度に関しては、今後、他の市町村との自治体間連携をしてまいります。性的マイノリティの方の環境整備や暮らしやすさなどといった取組に関しては、パートナーシップ宣誓制度だけではありませんので、ここに記載しておりません。</p> <p>前回の第4回男女共同参画審議会でも、皆さんにご意見をいただきまして、基本方針1には記載しないと結論に達したところでありますので、市といたしましても、基本方針1に記載することは、今のところ考えておりません。</p>
<p>小野寺委員</p>	<p>前回の審議会では、都合が悪く欠席して、今、言うのかという感じかもしれませんが、パートナーシップ宣誓制度について、前書きに記載するということは非常に良いと思いますが、せっかく道内で2番目に導入し、江別市は性の多様性に対して意識があるということをもっとアピールした方がいいのではないかと思います。その制度を皆さんに知らせるだけでなく、そういう意識を持って計画を進めますというアピールする手段といたしますか、そういう制度を取り組める江別市であるという視点を知らせるために、性の多様性を認め合い尊重し合うことが大切でありとありますが、その一つがパートナーシップ宣誓制度だと思っておりますので、例えばですけれども、「パートナーシップ宣誓制度を導入しました。」という一言入れるだけで違うと思いますが、今、岡委員の話を聞いていて思いました。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>今、小野寺委員がおっしゃっているのは、本日の資料1の部分でよろしいですか。</p>
<p>小野寺委員</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>今、岡委員がお話いただいた部分につきましては、第3次江別市男女共同参画基本計画の12ページの基本方針1の現状と課題の中にパートナーシップ宣誓制度を入れるかどうかについて、前回は入れないという結論に達したところであります。</p>
<p>小野寺委員</p>	<p>見ている資料が違っていました。素案の12ページだとしてもパートナーシップ宣誓制度について記載してもいいのではと思います。本文で、「性の多様性に対する理解を進めるにあたり」というようにちゃんと性の多様性について言及されているので、</p>

<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>すごく大きく一歩先に進んだ江別の取組だと私は思っているのですが、書かないのがもったいない、もっとアピールしたらいいのにと思うのですが、どうでしょうか。</p> <p>確かに江別市は、道内で2番目にパートナーシップ宣誓制度を導入したのですが、計画の現状と課題につきましては、先ほども申し上げましたとおり現在の男女共同参画社会を目指すために何をしていくべきかということが、現状と課題になっております。今回、新たな基本計画を作成するにあたり、国で作成している男女共同参画白書の中で取り上げられている現状と課題を踏まえまして記載しておりますが、特に基本方針1が男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくりというタイトルで、意識啓発に対する取組となっております。</p> <p>パートナーシップ宣誓制度は、意識啓発の一つではありますが、性的マイノリティの方の生きづらさを少しでも軽減することを目的として導入した制度であり、どちらかという環境整備にあたるものであります。意識啓発という面で、今は取り扱っておりますが、今後、国の計画になります。性的マイノリティのことについてはっきりと掲載していない状況でありますので、性の多様性だけではなく、国籍や高齢者、障がい者、子どもなどいろいろな多様性を包括しております。そういう観点から、性的マイノリティの意識啓発に関連するところで、パートナーシップ宣誓制度についてここで記載する必要はないのかと思います。</p> <p>ただ、江別市で導入したということを知っていただくために、前書きにしっかり江別市では、男女共同参画の計画に基づいた取組として性の多様性の理解を深めるためにパートナーシップ宣誓制度についてアピールしたいと思います。他のPRやアピールについても市の最上位計画である江別市総合計画において江別市の強みとしてパートナーシップ宣誓制度を道内で2番目に導入したことが記載される予定であることから、この計画でPRする必要はないと考えます。</p> <p>また、性的マイノリティの方が必要な時にパートナーシップ宣誓制度を利用できるとか、暮らしやすい環境を整備するといった啓発活動については、普段からおこなっておりますので、先ほど、ご意見いただきました基本方針1に現段階では、パートナーシップ宣誓制度について記載することは、考えておりません。</p> <p>また、前回の審議会でも、記載しないと決まりましたので、市といたしましては、このまま進めていきたいと考えております。</p>
<p>小内会長</p>	<p>本日、配付された資料1の基本方針1の表2の江別市の男女共同参画に関する事項についての認知度については、パートナーシップ制度に触れていますが、性の多様性についての記載は、資料1の7ページの文中の記載で留めたいということですね。</p> <p>あとは、パートナーシップ宣誓制度のことについては、第3次江別市男女共同参画基本計画中には、前書きにて記載するとのことですね。</p> <p>この件については、男女共同参画を進めてきた先に確かにパートナーシップ宣誓制度はありますが、パートナーシップ宣誓制度と男女共同参画は相容れないところがあると思います。今回、この基本方針1にパートナーシップ宣誓制度を盛り込んでしまうと他の政策や他の項目にも影響すると考えます。性の多様性について考える際に男性が、女性がと分けられることに対し、敏感に思われることがあります。ただ、女性</p>

<p>小内会長</p> <p>事務局 (工藤主査)</p>	<p>の地位を上げていくことなどは、多様性を認め合うことに繋がっていくとは思いますが。</p> <p>現在は、取組の一環として包含された文章程度に留めておいた方がいいのかなというのか、もう少し整理する必要があると思いますので、私も事務局の方針でよろしいかと思います。</p> <p>ここに関しては、なかなか難しいところだと思います。</p> <p>よろしければ、次第2の議事に進んでよろしいでしょうか。</p> <p>【各委員 了】</p> <p>それでは、次第2の議事に入ります。</p> <p>議題の(1)江別市男女共同参画基本計画【中間見直し版】の推進状況 令和4年度年次報告(案)について審議いたします。事務局から報告をお願いします。</p> <p>それでは、資料1をご覧ください。</p> <p>こちらは、男女共同参画基本計画【中間見直し版】に基づく様々な取組の推進状況についての報告書であり、例年、本審議会で報告しています。</p> <p>本日ご確認いただきましたら、情報公開コーナーやホームページ等で公表する予定です。</p> <p>それでは、資料に基づき、基本方針及び数値目標を中心に説明します。</p> <p>1ページから5ページまでは、計画の概要を記載しています。特に、基本方針1～4については、中間見直し以降、女性活躍推進計画として位置付けています。</p> <p>計画の内容に変更等ありませんので、詳細な説明については省略させていただきます。</p> <p>次に、7ページをご覧ください。</p> <p>基本方針1「男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進」について、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数などの順位や、男女共同参画に関する認知度、男女の平等感について記載しています。</p> <p>ページ中ほどの上から11行目の4段落目には、「数値目標」の指標となっている、男女の平等感に関する意識調査について記載しています。</p> <p>図につきましては、8ページ下段の図2から9ページの図3、4、5が該当しており、4つの平等感で50%を超えているのは、「学校教育」、「家庭」及び「地域社会」の3つの場となっています。</p> <p>次に、10ページをご覧ください。</p> <p>基本方針2「政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした政策の推進」について、上から3行目には、審議会等における女性委員の割合について記載しています。</p> <p>11ページの図7にありますように、令和4年度は前年度比0.6ポイント減の30.2%、条例に掲げている女性委員が4割以上の審議会等の割合は、図8にありますように、令和4年度は前年度比0.6ポイント増の34.5%となっています。</p> <p>なお、公募委員における女性の人数と比率については、10ページの表4で示しています。</p>
-----------------------------------	---

審議会等につきましては、委員の改選時には市民参加の観点から、市民公募枠の拡大、ひいては女性委員の登用につながるよう職員に周知しており、令和4年度の公募委員は、前年度の59人から4人増えて63人となり、そのうち50.8%の32人が女性であり、女性委員の増員につながっています。

次に、10ページと同じ段落で、市職員の女性管理職についても記載しています。

11ページの図9では、計画策定時の指標となる平成24年と令和4年の4月1日現在の年令別の職員数と女性職員の割合を示しています。

その下の表5では、平成24年と平成29年、平成31年から令和4年までの、各階級における男女別の人数と女性登用率の推移を示しています。表5の一番下、女性の管理職数と割合は、前年度比0.8ポイント増の10.5%となっています。また、平成24年には14%だった女性の係長相当職は、平成29年に20%を超え、その後、人数や割合はほぼ変わらず、令和4年度は20.1%となっています。

次に、12ページをご覧ください。

基本方針3「就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進」について、2段落目では、いわゆる「M字カーブ」について記載しています。13ページの上段、図11には、女性の年齢階級別労働力率の推移を掲載しています。結婚や出産を機に就労が中断することを表す「M字カーブ」は、近年ではM字の底がかなり浅くなり、先進諸国で見られる台形へと近づきつつあります。

また、昭和57年度では、M字の谷となる年齢層が25歳から34歳まででしたが、令和4年度では、30歳代前半から後半の年齢層となっており、晩婚化や出産年齢の高齢化が進んでいるものと考えられます。

次に、16ページをご覧ください。

基本方針4「子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進」について、図16「男性は仕事、女性は家事・育児という考え方について」、令和4年度は「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせると18.8%、前年度比0.2ポイント増ではありますが、以前と比べるとかなり減少しております。男女別でみると、賛成と反対いずれも男女間で開きがあり、男性により強く固定的役割分担の意識が残っていることがわかります。

次に、18、19ページをご覧ください。

基本方針5「あらゆる暴力根絶の取組」について、19ページの図22「DV・セクハラを受けたが、どこにも、だれにも相談しなかった理由」について掲載しています。

これは、DV等を受けた人が誰にも相談しなかった理由について分析するために掲載しているものですが、前年度と同様、令和4年度も、1の「相談するほどの事でないと思ったから」、4の「相談しても無駄だと思ったから」、6の「自分さえ我慢すれば、何とかなんとと思ったから」と回答した割合が多くなっています。

なお、令和4年度は7の「相談先がわからなかったから」との回答もあることから、市では、引き続き、広報誌やホームページでDVやセクハラに関する相談窓口をお知らせしていきます。

次に、下にある表9のDVを主な内容とした相談件数についてであります。注釈のとおり令和元年度から令和3年度までは、すべての相談件数のうち、他機関と連携

し対応を行った件数のみを計上しており、令和4年度からは、連携の有無は関係なく、すべての相談件数を計上していますが、こちらは、所管課が国に報告する数値の計上方法が変わったことによるものです。

次に、20ページをご覧ください。

基本方針6「生涯にわたる男女の健康支援」について、10行目の3段落目、子宮頸がん及び乳がんは早期発見が重要であります。検診受診率は、徐々に上昇しているものの、我が国では、第5次男女共同参画基本計画の成果目標である検診受診率50%には達成していない旨を記載しています。

なお、本市におけるそれぞれの受診者数・受診率は、下段の図23・24に掲載のとおりです。令和4年度は、受診率につきましては多少の増減を繰り返しながらも、減少傾向であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大きく減少した令和2年度から見ると受診者数は回復傾向にあります。

次に、21ページをご覧ください。

基本方針7「男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備」について、表10及び図25では、消防団員に占める女性の人数・割合を示しており、ここ最近、大きな変化はありません。

次に、22ページをご覧ください。

本計画の数値目標として、市が毎年実施している「まちづくり市民アンケート」の結果について、令和5年度までの目標値と達成状況を示しています。

別紙 参考資料1-①では、過去7年間の推移について見る事ができます。

令和4年度は、「地域社会」において「平等である」との回答が前年度比2.7ポイント増の51.5%、「家庭生活」では4.2ポイント減の50.3%、「職場」では3.2ポイント増の41.9%となっており、「家庭生活」が昨年度よりも若干下がっていますが、表の下のグラフを見ると、平成28年度から令和4年度の期間では、緩やかではありますが、全体的に上昇傾向となっています。

また、過去にもご指摘のありました男女間の意識の差について、令和4年度は「地域社会」では14.6ポイント差、「家庭生活」では16.8ポイント差、「職場」では12.7ポイント差と、令和3年度に比べ、「家庭生活」「職場」における男女間での意識の差が広がっています。

市としましては、今後も引き続き、男女にかかわらず平等と感ぜられる社会を目指す取組として、固定的役割分担の解消やアンコンシャス・バイアスへの気づきなどについて意識啓発を図っていく必要があると考えています。

次に、23ページ以降につきましては、基本方針ごとの事業の実施状況を取りまとめたものを掲載していますので、ご参照いただければと思います。

説明は、以上となります。

小内会長

ただいま、事務局より報告がありましたが、ご意見やご質問などはございませんか。

小野寺委員

基本方針5のところにあたるのかと思われますし、前回の審議会でもお話があったと思いますが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律での女性相談支援員に触れられていて、先日、北海道新聞に掲載していた北海道の計画素案に女性相談支援

	<p>員を北海道が配置するという記事を拝見しました。すでに配置済みとなっている市町村は、札幌市を含めて12市となっていて、近隣の市で配置されているのであれば、江別市にも配置して、基本方針5の相談先の一つとして記載していただけたらいいのかなと感じています。そして、19ページの図22の相談しなかった理由に「相談先がわからなかったから」という回答があるということは、相談先を一つでも増やしてもらえると困っている方どなたかにでもひっかかると思いますので、検討していただいて記載いただければと思います。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく計画につきましては、現在、北海道で策定している最中ですが、その内容が、先日新聞に掲載されていたものです。北海道としては、この計画に基づいて道内の市町村すべてに女性相談支援員を配置するという計画予定となっておりますが、現在、素案の段階でまだ市町村に降りてきているものではありません。</p> <p>もし、江別市に配置するとなれば、どこに配置するかも含めて、今後関連する部署と相談しながら対応していきたいと考えております。女性相談支援員が配置されれば、江別市男女共同参画基本計画の推進状況報告の中でも、女性相談支援員を設置しましたなどの報告はしていきたいと考えております。</p> <p>また、図22のDVの「相談先がわからなかったから」というところで、DV防止の啓発として、市では、相談窓口の周知と広報誌やホームページでも相談窓口を掲載しております。そのほかに庁舎内トイレには、DV相談ナビのカードを設置したり、デートDV対策としては、中学校、高校に出前講座の案内をしております。</p> <p>様々な取組を含めまして、市といたしましてもより一層啓発などを進めていきたいと思っております。</p>
<p>岡委員</p>	<p>前回、意見書の中にも困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について書かせていただきましたが、その際の回答としては、北海道の動向を見て江別市の対応を考えるとありましたが、今回、北海道の意向が出たので、江別市でも具体的に出てくるのかなと思ったのですが、この相談窓口を設置することについては、まだ注視中ということですか。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>北海道の計画は、現在、策定途中の状況であります。報道等で掲載されていた内容につきましては、北海道にて意見公募（パブリックコメント）を実施しているため、その内容についての記事と認識しております。</p> <p>市といたしましては、北海道の計画が策定された後に、市町村宛てに、こういう計画を策定したので、この計画に基づいて実施してくださいという通知がきますので、その通知を基に、江別市ではどのように対応するかというのを考えていく予定であります。今の素案の段階で江別市が女性相談支援員を設置することについては、判断しかねます。</p>
<p>小内会長</p>	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。 他にご意見やご質問などはございませんか。</p>

岡委員	<p>まだ、先のことですし、ここでお話することではないのかもしれませんが、新庁舎ができる際には、この困難な問題を抱える女性への支援相談室みたいなのを作ってもらえたらと思います。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>そのような意見があったことについては、庁舎建設担当部署に伝えさせていただきます。</p>
小内会長	<p>相談については、人も必要ですがSNSの方が相談しやすいというのもあると思いますので、そういうものを含めて検討していただければと思います。 他にご意見ございますか。</p>
三角委員	<p>20ページの基本方針6生涯にわたる男女の健康支援のところ、江別市の子宮頸がんや乳がんに関しての女性の検診率が向上していませんとありました。これは、極端の話、PRはあちこちでされており、以前は、30歳になったときに市の受診対象になりますというお知らせがあったと思いますが、現在は、受診の補助が隔年になっていて、なぜそのように隔年になってしまったかわからないのですが、PRしている割に、検診を毎年受診すると実際に補助を受けたときの差額が大きいと思います。毎年受けようとする対象にならない年は、金額面でかなりの負担増になりますので、そういうところも見直しができ、市民の健康面を考えるとすれば、毎年補助になるように盛り込んだほうがいいかなと思います。 また、男性でも男性だけが対象になる検査もありますし、市民全体の健康を考えるとすれば、市全体での見直しをかけた方がいいのかなと思います。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>検診の話であります、昨年も同じような話がありまして、保健センターに伝えております。保健センターにも確認をしておりますが、やはり、市としても受診率をあげるために受診を推奨するPR活動をはじめ、集団検診の利用枠の拡大などのほか、日曜日でも集団検診を受けられたり、マンモグラフィサンデーの実施など取組に努めているところとのことでした。</p>
小内会長	<p>よろしいでしょうか。受診するための補助に関してということですね。受診する人が少ないのであれば、毎年やってもいいのかなと思います。 それでは、他にございますか。</p>
五十嵐委員	<p>12ページの基本方針3の図12に示されている非正規雇用者のうち、現職の雇用形態についている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合を見たときに、これを理由としている割合が少ないということを示していると思うのですが、この理由ではないけれども、江別市は、他の市町村に比べて非正規雇用者が多いという結果が出ていると思います。江別市の地域的に非正規雇用者を選ぶ女性が多い傾向にあるのかなと思います。12ページの文中、7段落目にある「雇用の分野において、男性に比べ女性は、パートタイム労働者や派遣・契約社員といった非正規職員として不安定な就業形態が多く、経済状況の動向によりその傾向は更に</p>

	<p>進んでいくものと思われ、実質的な男女平等は停滞している現状にあるといえます。」と記載がありますが、たぶんこの非正規雇用者が割合的に多いというのは、江別市みたいな市では、割とパートタイマーが多いという数値が出ていますが、私は、正規雇用を多くしようとする取組よりも、非正規雇用者と正規雇用者との格差を縮める動きが必要と思います。</p> <p>働き方については、女性にもいろいろ選択肢があってもいいと思います。もちろん非正規雇用を選んで働いている人も多々いると思いますが、男女の格差を意識的に感じているというのであれば、非正規雇用者と正規雇用者との雇用待遇の格差をいかに縮めていくかというのが、重視されていくべきと思いました。</p> <p>全体的に見て思ったことは、男女平等の意識を変えていこうという啓発によって数値を上げていくというのは、限界があるのかなと思います。先ほどのパートナーシップ宣誓制度もそうですけれども、制度を作ったからゴールではなくて、制度をどうやって運用していくとか、企業にどう周知・浸透していくか、どんどん踏み込んでいかないと市民の意識は一向に変わらないと思います。そういうところから積極的に変えていく必要があるのかなと思います。</p> <p>小内会長 非正規雇用は、不安定だから正規雇用を増やしていこうという流れは確かに必要だけれども、非正規雇用そのものが身分制度になっていると言われていて、非正規雇用の労働条件を良くしていくことを同時に進めていかないとだめではないかということですね。オランダモデルみたいなもので、オランダでは、短時間で働く人は、8時間の常勤で働く人の本当に半分の給料で手当も付くといった本当の半分なのです。</p> <p>日本の場合は、パートになると半分以下になるとと思いますが、そのパートの方々の労働条件を変えていく必要があるということを書いた方がいいということですね。</p> <p>事務局 (大橋参事) この部分に関しては、五十嵐委員のおっしゃるとおりであり、非正規雇用者と正規雇用者の差を縮めていくことも課題であると市でも思っておりますので、検討させていただきたいと思います。ただ、今回の文章を大きく変えるのは難しいので、次年度以降の表現の中で、記載を考えたいと思います。</p> <p>小内会長 この資料1の基本計画の推進状況は、確定版になるのでしょうか。</p> <p>事務局 (大橋参事) 確定版ではないのですが、市にあります男女共同参画本部会議でも承認されていることから、考えさせていただきたいと思います。</p> <p>小内会長 大きな修正ではないので、大丈夫かなと思いますが、「労働条件の改善と」みたい表現を追加すればよいと思いますので、ぜひ、検討していただければと思います。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p> <p>なければ、ここで審議を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>【各委員 了】</p>
--	---

小内会長	<p>以上で、本日の議事についての審議を終わりたいと思います。 つづいて、次第の3 その他ですが、各委員から何かございますか。</p> <p>【各委員確認】</p>
小内会長	事務局から何かございますか。
事務局 (工藤主査)	<p>事務局から1点ございます。</p> <p>年内の審議会は本日で終了となりますが、年明け後の審議会の予定は、第6回審議会を2月に予定しています。</p> <p>現在、第3次男女共同参画基本計画（素案）について意見公募（パブリックコメント）中でございます。この意見公募（パブリックコメント）の他、第2回男女共同参画推進本部会議を経て、第6回男女共同参画審議会を行いますので、年明け早々となりますが、日程調整のご連絡を差し上げますので、ご協力をお願いいたします 以上です。</p>
小内会長	<p>ただいま事務局から次回の日程についてお知らせがありましたが、ご質問などございませんか。</p> <p>※小野寺委員から日程調整について確認</p>
小内会長	<p>他に何もなければ終了しますが、皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>【各委員 了】</p>
小内会長	<p>それでは、これもちまして、第5回男女共同参画審議会を閉会いたします。本日は大変お疲れ様でした。</p>